

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年1月16日

【会社名】 テスラ・インク  
(Tesla, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アソシエイトジェネラルカウンセル兼秘書役補佐  
シュエファイ・キャシー・ザン  
(Xuehui Cassie Zhang, Associate General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国テキサス州オースティン  
テスラ・ロード1  
(1 Tesla Road, Austin, Texas, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 坂井 健吾

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区内幸町2丁目1番6号日比谷パークフロント19階  
アクアシス法律事務所

【電話番号】 03-6824-7500

【事務連絡者氏名】 弁護士 桑田 由梨子

【連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 1億8千万円（予定）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）本外国会社届出書（以下「本書」という。）において、「会社」又は「当社」とは、テスラ・インク、又は、テスラ・インク及びその子会社を集合的に指す。

（注2）本書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルをいい、「円」及び「¥」は日本円をいう。

（注3）便宜上、本書において括弧内に円で表示されている金額は、別段の表示がない限り2024年12月24日現在の株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買取相場仲値、1米ドル＝157.45円の為替レートで換算された金額である。1円未満は四捨五入している。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新株予約権証券の募集】

別段の記載のない限り、本項に記載される情報は、テスラ・インク2019年従業員株式購入制度(Tesla, Inc. 2019 Employee Stock Purchase Plan)（以下「ESPP」という。）に基づき日本国外において募集される新株予約権証券も対象とする。

#### （1）【募集の条件】

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 発行数     | 2,909個（見込数）（注1）（注2）                                                       |
| 発行価額の総額 | 0円                                                                        |
| 発行価格    | 0円                                                                        |
| 申込手数料   | なし                                                                        |
| 申込単位    | 1個                                                                        |
| 申込期間    | 2025年2月3日から2025年2月28日（注3）                                                 |
| 申込証拠金   | なし                                                                        |
| 申込取扱場所  | アメリカ合衆国テキサス州オースティン<br>テスラ・ロード13101<br>(1 Tesla Road, Austin, Texas, USA)  |
| 割当日     | 2025年3月3日                                                                 |
| 払込期日    | なし                                                                        |
| 払込取扱場所  | なし                                                                        |
| 摘要      | 今回の募集の実施は、2019年7月15日の当社取締役会（以下「取締役会」という。）に属する報酬委員会（以下、「委員会」という。）により承認された。 |

（注1）上記の発行数は、ESPPに基づき、日本において交付される当社普通株式の想定される見込交付数（端株は参入しない。）に相当する。ESPPは、当社及び当社の子会社の従業員のうち、一定要件を満たす者を対象としている。

（注2）当該発行数は、2024年12月24日（ニューヨーク時間）のナスダックにおける当社普通株式の公正市場価額462.28米ドルの85%に相当する392.94米ドル（61,868円）を購入価格と仮定し、ESPPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される見込最大拠出額としての日本国内における募集見込額180,000,000円をこれで除することによって算出された想定交付株式数（ $180,000,000 \div 61,868 = 2,909$ ）に相当する。公正市場価額とは、当社普通株式の該当する取引日のナスダックにおける終値を意味する。

（注3）本申込期間は、ESPPの本募集にかかるオファリング期間（2025年3月3日から2025年8月29日まで）における参加を受け付ける期間である。この申込期間に参加登録を行った参加者には、当社普通株式につき条件成就に伴い決定される数を以下に記載する払込金額で購入する権利（以下「購入権」といい、又は日本法の概念に従い「新株予約権」とも称され、当該権利は他に譲渡できない。）が

付与される。参加者は、オファリング期間中に選択した金額を拠出金として積み立て、かつ、ESPPが定める一定の条件を満たした場合、かかる参加者は、オファリング期間最終日に積み立てられた金額と引き換えに該当する数の当社普通株式を取得する。端株は発行されず、1株に満たない端数が生じる場合には、相当額が現金で支払われる。

かかるオファリング期間開始の直前まで、当社は、参加者の存在及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額について把握することはできず、また、予測することもできない。

## （２）【新株予約権の内容等】

|                                     |                                                                          |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | テスラ・インク・普通株式（記名式。額面金額0.001米ドル。）                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 新株予約権1個につき1株（想定される見込交付株式数は2,909株）（注1）                                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 1株当たりの払込金額は1株当たりの購入価格と同じ61,868円（392.94米ドル）（注2）                           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 180,000,000円（見込最大金額）（注3）                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格：392.94米ドル（61,868円）（注2）<br>資本組入額：0.001米ドル                            |
| 新株予約権の行使期間                          | 2025年8月29日                                                               |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | アメリカ合衆国テキサス州オースティン<br>テスラ・ロード1<br><br>（1 Tesla Road, Austin, Texas, USA） |
| 新株予約権の行使の条件                         | 参加者が当社又は子会社の従業員であること等。<br>詳細は下記ESPPを参照のこと                                |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 該当事項なし                                                                   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 譲渡不可                                                                     |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当事項なし                                                                   |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 合併、統合または類似の取引で、直接または間接的に本件会社に関与し、本件会社が存続会社でない場合、未決の各オプションは、買収会社または承継会社または買収会社または承継会社の親会社もしくは子会社により引き受けられ、または同等のオプションに代替される。買収会社または承継会社がオプションの引受または代替を拒否した場合、当該オプションが関係するオファリング期間は、新行使日を設定することにより短縮され、当該オファリング期間は新行使日に終了するものとする。新行使日は、提案された取引日の前に発生するものとする。管理者は、各参加者に対し、新行使日の前に、第10条所定のとおりそれまでにオファリング期間から参加者がオファリング期間への参加をとりやめていない限り、参加者のオプションについての行使日が新行使日に変更され、かつ参加者のオプションが新行使日に自動的に行使される旨を、書面にて、または電子的に通知するものとする。（後記ESPP第19条(c)参照のこと） |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（注１）「想定される見込交付株式数」は、ESPPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される見込最大拠出額としての日本国内における募集見込額180,000,000円を、１株当たりの払込金額で除した数である。

（注２）「新株予約権の行使時の払込金額」は、オファリング期間最終日（2025年８月29日）に支払われる購入価格に相当する。１株当たりの購入価格は、登録日又は行使日（本新株予約権については、それぞれ2025年３月３日及び2025年８月29日）における当社普通株式の公正市場価額のいずれか低い方の価格の85%とする。ここでは、便宜的に2024年12月24日（ニューヨーク時間）のナスダックにおける当社普通株式の公正市場価額462.28米ドルの85%に相当する392.94米ドル（61,868円）を購入価格と仮定している。オファリング期間中、参加者の給与から拠出された金額は日本円で積み立てられ、かかる積立金額は当該オファリング期間最終日に米ドルに換算される。本書における日本円表示による金額は、読者の参考のために提供されているものであって、オファリング期間最終日における換算相場を保証するものではない。本書において１円未満は四捨五入している。なお、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

（注３）ESPPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される見込最大拠出額としての日本国内における募集見込額である。

### （３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## ２ 【新規発行による手取金の使途】

### （１）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額                 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額      |
|-------------------------|-----------|--------------|
| 180,000,000円（見込最大金額）（注） | 300,000円  | 179,700,000円 |

（注）「払込金額の総額」は、本制度の行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される見込最大拠出額である。

### （２）【手取金の使途】

差引手取概算額（179,700,000円）は、一般事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額及び時期については未定である。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

#### （1）有価証券の種類

新株予約権証券

#### （2）新株予約権の内容等

##### （イ）発行数

95,540,339 個（見込最大数）

（注） 本書の提出日現在、ESPPの本募集にかかるオフERING期間（2025年3月3日から2025年8月29日まで）における拠出額及び購入価格は確定しない。そこで、発行数は、本書提出日現在当社が承認している、ESPPにおいて発行可能な当社普通株式の残余最大交付数とする。

##### （ロ）発行価格

0 円

##### （ハ）発行価額の総額

0 円

#### （二）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### 1 株式の種類

テスラ・インク普通株式（記名式。額面金額0.001米ドル。）

##### 2 株式の内容

- （a） 当社普通株式の所有者は、当該所有者が議決することができるものとして提示された事項に関して、当該株式ごとに一つの議決権を有する。法令または定款に別途定める場合を除き、また当社優先株式の所有者の権利に抵触しない限りで、いかなる定時または臨時の株主総会において、当社普通株式の所有者は取締役の選任その他の適切に提示されたあらゆる事項について議決権を有する。ただし、別途法令で要求される場合を除き、当社普通株式の所有者は、一つ又は複数の未発行の当社優先株式にかかる期間、株式数、権限、指定、優先若しくは関連する参加、選択その他の特別の権利（議決権を含むがこれに限られない。）又はその前提条件、制限若しくは制約にのみ関連する定款の変更について、影響を受ける当該優先株式の所有者が定款またはテキサス州会社法に従って単独で又は他種の所有者と共同して議決権を有する場合、その議決権を有しないものとする。
- （b） 当社優先株式の所有者の権利に抵触しない限りで、当社普通株式の所有者は、当社取締役会が法的に利用可能な会社資産又は資金について適宜宣言した場合、現金、財産又は会社株式により支払われる配当その他の分配を株式毎に均等に受ける権利を有する。
- （c） 当社普通株式の所有者は、会社が任意または非任意に解散又は清算する場合、会社の債務その他の責任の弁済又はその準備の後、当社優先株式の所有者の権利に抵触しない限度で、株主に分配可能な会社の残余財産につき、当該普通株式の数に応じて按分して受領する権利を有する。

### 3 株式の数

本新株予約権 1 個につき 1 株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：95,540,339株（見込最大数）

（注） 上記のとおり、本書の提出日現在、本募集における拋出額及び購入価格は確定しない。そこで「全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数」は、本書提出日現在当社が承認している、ESPPにおいて発行可能な当社普通株式の残余最大交付数とる。

#### （ホ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1 株当たりの払込金額は 1 株当たりの購入価格と同じ392.94米ドル（61,868円）

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額（見込最大金額）：  
37,541,620,807米ドル（5,910,928,196,062円）

（注） 「1株当たりの払込金額」は、オファリング期間最終日（2025年8月29日）に支払われる購入価格に相当する。1株当たりの購入価格は、登録日又は行使日（本新株予約権については、それぞれ2025年3月3日及び2025年8月29日）における当社普通株式の公正市場価額のいずれか低い方の価格の85%とする。ここでは、便宜的に2024年12月24日（ニューヨーク時間）のナスダックにおける当社普通株式の公正市場価額462.28米ドルの85%に相当する392.94米ドル（61,868円）を購入価格と仮定している。

（注） 上記のとおり、本書の提出日現在、本募集における拋出額及び購入価格は確定しない。そこで「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、上記のとおり便宜的に定めた1株当たりの購入価格である392.94米ドル（61,868円）に、当社普通株式の見込最大数95,540,339株を乗じて算出している。

#### （ヘ）新株予約権の行使期間

2025年8月29日

#### （ト）新株予約権の行使の条件

参加者が当社又は子会社の従業員であること等。詳細は下記ESPPを参照のこと。

#### （チ）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額：0.001米ドル

#### （リ）新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可

#### （3）発行方法

当社又は当社の子会社（日本を除く）に所属する従業員のうちESPP所定の条件を充足した者への割当

#### （4）引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

#### （5）募集又は売出しを行う地域(国外)

主たる募集先である米国のほか、北米、欧州、中近東、アジア太平洋におけるその他の当社子会社の所在国でも募集が行われる見込みである。

#### （6）提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：約37,541,000,000米ドル（5,910,830,450,000円）

（注） 手取金の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額の見込最大金額（37,541,620,807米ドル（5,910,928,196,062円））を合計した額に、発行諸費用を考慮して算出した金額である。また上記のとおり、本書の提出日現在、本募集における拋出額及び購入価格は確定しない。そこで「全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額の見込額」は、上記のとおり便宜的に定めた1株当たりの購入価格である392.94米ドル（61,868円）に、当社普通株式の想定される見込最大数95,540,339株を乗じて算出している。

使途：本新株予約権の行使によって得られる差引手取金総額（約37,541,000,000米ドル（5,910,830,450,000円））は、一般事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額及び時期については未定である。

（ 7 ）新規発行年月日

2025年 3 月 3 日

（ 8 ）当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

（ 9 ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

該当事項なし

（ 10 ）第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

### 第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第 4 【その他の記載事項】

#### 1 【法律意見】

当社のアソシエイトジェネラルカウンセル兼秘書役補佐である、シュエフィ・キャシー・ザン氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

（ 1 ）当社は、テキサス州法に基づき適法に設立されかつ正常な状態で有効に存続している。

（ 2 ）当社は、本有価証券届出書の記述に従い、2019年従業員株式購入プラン（以下「本件プラン」という。）に基づいて、株式購入権の募集を適法に行うことができる。

（ 3 ）当職の知る限り、本有価証券届出書におけるアメリカ合衆国連邦証券法及びテキサス州会社法に係る記述は、全ての重要な点において正確である。

（ 4 ）本有価証券届出書（及びもしあれば当該届出書に対する訂正届出書）の当社による日本国関東財務局長への提出は適法に授權されており、坂井健吾及び桑田由梨子は、それぞれ当社を代理して本有価証券届出書（及びもしあれば当該届出書に対する訂正届出書）を作成の上、日本国関東財務局長に提出し、その他日本国における本件プランに基づく株式購入権の募集に関する届出に関する一切の行為につき当社を代理するための当社の日本における代理人として適法に指名されている。

#### 2 【その他の記載事項】

目論見書の表紙裏面直後に、以下を記載する。

「テスラ・インク2019年従業員株式購入制度に基づく新株予約権を行使した結果として交付されるテスラ・インク普通株式（以下「テスラ株式」といいます。）は、米ドル建てです。オフリング期間中、参加者が給与から拠出した金額は、日本円にて積み立てられ、積み立てられた金額は、オフリング期間最終日に米ドルに換算されます。このため、参加者のテスラ株式の投資価値は、外国為替相場の変動により著しく影響を受けることがあります。

テスラ・インク2019年従業員株式購入制度の全文（和訳）

## テスラ・インク 2019年従業員株式購入プラン

### 1. 目的

本件プランは、本件会社およびその指定会社の従業員に対し、給与天引きにより本件普通株式を購入する機会を提供することを目的とする。本件会社は、本件プランにつき、二つの要素、すなわち、本法第423条要素（「423条要素」）および本法第423条以外の要素（「非423条要素」）を意図している。本件会社は、本件プランが可能な限り本法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」として適格となるような423条要素を有することを意図している。したがって、423条要素の条項は、本法第423条の条件に合致した、統一的であって差別的でないものとするため、本件プランへの参加を拡大または制限すべく解釈されるものとする。さらに、本件プランは、本法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」として適格とならないような非423条要素による本件普通株式の購入のオプションを付与することを授權する。当該オプションは、適格従業員および本件会社向けの税務上、米国以外の外為もしくは証券法、または他の目的を遂行すべく管理者が採用した規則、手続またはサブプランに従って付与される。別段の規定がある場合を除き、非423条要素は、本件会社が利用する限りにおいて、423条要素と同じように機能し、管理される。本件会社は、自らが本法第423条の要件を充足するのに適格な423条要素に基づくオプションを発行しない限り、かつその時点まで、非423条要素に基づいてオプションを発行することを意図している。

### 2. 定義

- (a) 「管理者」とは、第14条に従って本件プランを管理する本取締役会、本取締役会の本報酬委員会または本委員会をいう。
- (b) 「関連会社」とは、子会社以外の、本件会社が株式または他の持分権を有する法主体をいう。
- (c) 「適用法令」とは、米国の州会社法、連邦および州証券法、本法、本件普通株式が上場または値付けされている証券取引または相場システム、ならびに本件プランに基づいてオプションが付与される米国以外の国または法域において適用される証券法令に基づく、株式ベースのアワードの管理および本件普通株式の関連する発行に関する要件をいう。
- (d) 「本取締役会」とは、本件会社の取締役会をいう。
- (e) 「本法」とは、1986年米国内国歳入法（爾後の改正を含む。）をいう。本法または本法に基づく規則等の特定の条項に関する記載には、当該条項または規則等、当該条項に基づいて公布された有効な規則またはその他の公的に適用のあるガイダンス等、および当該条項または規則等を改正、補完またはこれに優越する将来的な法制または規則等における同様の条項が含まれるものとする。
- (f) 「本委員会」とは、第14条に従って指名された、本取締役会の委員会をいう。
- (g) 「本件普通株式」とは、本会社の普通株式をいう。
- (h) 「本件会社」とは、デラウェア州の会社であるテスラ・インクまたはその承継会社をいう。
- (i) 「本件報酬」とは、適格従業員の通常かつ反復的な基本給の総額、残業代およびシフト割増金の支払をいうが、インセンティブ報酬、賞与またはその他類似の報酬は含まれない。管理者は、自らの裁量により、統一的であって差別的でないことを前提に、爾後のオフリング期間の本件報酬について異なる定義をすることができる。
- (j) 「指定会社」とは、管理者が自らの裁量により本件プランへの参加資格ありとして指定した子会社または関連会社をいう。423条要素の目的上、本件会社およびその子会社のみが指定会社になることができる、ただし、423条要素に基づく指定会社である子会社は、同時に非423条要素に基づく指定会社になることはできない。
- (k) 「本取締役」とは、本取締役会の構成員をいう。
- (l) 「適格従業員」とは、本件雇用主のコモンロー上の従業員であり（非423条要素に関しては、本件会社がインターンまたは臨時従業員と分類しない者で）、本件会社または指定会社にサービスを提供しており、本件雇用

主によりある暦年において少なくとも週に20時間、5ヶ月超の期間、または別段のオフアリングの目的上、もしくは非423条要素に参加する適格従業員のため、(適用のある現地法に基づいて必要とされた場合に)管理者が設定するより少ない週当たりの時間数および/またはより少ない一暦年における月数で定期的に雇用されている個人をいう。本件プランの目的上、雇用関係は、個人が病気休暇または本件雇用主が承認した、または適用のある現地法に基づき、法的に保護されているその他の休暇をとっている間もそのまま継続するものとして取り扱われる。休暇期間が3ヶ月を超え、個人の再雇用の権利が法令上も契約上も保証されていない場合、雇用関係は当該休暇の開始日後3ヶ月と1日が経過した時点で終了するものとみなされる。管理者は、自らの裁量により、オフアリングにおいて該当する登録日に付与されるすべてのオプションについて、当該登録日前に、適格従業員の定義には、(i)直近の雇用日以降、勤続期間が2年(または管理者が自らの裁量により決定する2年未満の期間)に満たない個人、(ii)1週間当たりの継続した勤務時間が20時間(または管理者が自らの裁量により決定する20時間未満の時間)未満の個人、(iii)1暦年当たりの継続した勤務時間が5ヶ月(または管理者が自らの裁量により決定する5ヶ月未満の期間)未満の個人、(iv)本法第414条(q)の意味における高額報酬を得ている従業員である個人、または(v)本法第414(q)条に基づき高額報酬を得ている従業員であり、一定のレベル以上の報酬を得ている者、役員、もしくは取引法第16(a)条の開示要件に服する個人(ただし、423条要素に基づく各オフアリングに関し、例外事項が、自らの従業員が当該オフアリングに参加している本件雇用主において高額報酬を得ている者全員に同様に適用される場合に限る。)を含むか否か、(423条要素に基づく各オフアリングについて、統一的であって差別的でないことを前提に、または本法第423条によりその他認められるとおり)適宜決定することができる。当該例外事項は、本法第423条を遵守するような形で、423条要素に基づくオフアリングに関して適用される。当該例外事項は、本法第423条の制限に関係なく、非423条要素に基づくオフアリングに関して適用される。

- (m) 「本件雇用主」とは、適格従業員を雇用する者をいう。
- (n) 「登録日」とは、各オフアリング期間の最初の取引日をいう。
- (o) 「取引法」とは、1934年米国証券取引法(爾後の改正を含み、同法に基づいて公布された規則等を含む。)をいう。
- (p) 「行使日」とは、各オフアリング期間の2月および8月の最終取引日をいい、最初の行使日は、2020年2月の最終取引日とする。
- (q) 「適正市価」とは、管理者が別途決定しない限り、ある日において下記のとおり決定される本件普通株式の価額をいう。
  - (i) 本件普通株式が確立された証券取引所または国内市場システム(ニューヨーク証券取引所、ナスダック株式市場のナスダック・グローバル・セレクト市場、ナスダック・グローバル市場またはナスダック資本市場を含むがこれらに限らない。)にて上場されている場合、その適正市価は、決定日において当該取引所またはシステムにおいて値付けされた当該株式の終値(売買が報告されなかった場合は最終買呼値)とする。
  - (ii) 本件普通株式が一般に認められた証券ディーラーにより通常値付けされるも、売却価格が報告されていない場合、その適正市価は、ザウォールストリートジャーナルまたは管理者が信頼できると判断したその他の媒体において報告されたとおり、決定日において本件普通株式についての最高買呼値と最低売呼値の平均値とする(または当該日に買呼値および売呼値がない場合は、適宜、かかる買呼値および売呼値があった直近の取引日におけるものとする)。
  - (iii) 本件普通株式について確立された市場がない場合、適正市価は、管理者が誠実にこれを決定するものとする。上記にかかわらず、適正市価の決定日が週末または休日に該当した場合、適正市価は、管理者が別段決定しない限り、適宜上記(i)ないし(iii)に従い決定される、翌営業日における価格とする。
- (r) 「本会計年度」とは、本件会社の会計年度をいう。
- (s) 「新行使日」とは、管理者が進行中のオフアリング期間を短縮した場合の新行使日をいう。
- (t) 「オフアリング」とは、第4条記載のとおりオフアリング期間中に行使することのできるオプションを本件プランに基づいてオファーすることをいう。本件プランの目的上、管理者は、たとえ当該各オフアリングについ

て適用のあるオファリング期間の日が同一で、本件プランの条項が各オファリングに個別に適用されるとしても、1社または複数の雇用主の適格従業員が参加する本件プランに基づく個別のオファリングを指定することができる（その条件は同一である必要はない）。423条要素に基づくオファリングが行われた場合、本法第423条が認める限りにおいて、各オファリングの条件は同一である必要はない（ただし、本件プランおよびオファリングの条件は、揃って本法第423条を充足するものとする。）。

- (u) 「オファリング期間」とは、本件プランに基づいて付与されたオプションを行使することができる約6ヶ月の期間で、(i) 各年の3月1日以降の最初の取引日に始まり、約6ヶ月後である8月の最終の取引日に終了する期間、および(ii) 各年の9月1日以降の最初の取引日に始まり、約6ヶ月後である2月の最終の取引日に終了する期間、をいう。ただし、本件プランに基づく最初のオファリング期間は、2019年9月1日以降の最初の取引日に始まり、2020年2月の最終取引日に終了する。オファリング期間の長さや時期は、第4条および第20条により変更される場合がある。ただし、いかなる場合でも、オファリング期間は一回につき27ヶ月を超えないものとする。
- (v) 「親会社」とは、本法第424(e)条で定義された親会社をいい、現在存在しているか、または今後存在することになるかを問わない。
- (w) 「参加者」とは、本件プランに参加する適格従業員をいう。
- (x) 「本件プラン」とは、テスラ・インクの2019年従業員株式購入プランをいう。
- (y) 「購入価格」とは、登録日または行使日における、本件普通株式の適正市価の85パーセント（85%）相当の金額の、いずれか低い方の価格をいう。ただし、購入価格は、爾後のオファリング期間については、本法第423条（または承継規則もしくは条項またはその他の適用法令もしくは証券取引所規則）または本件プラン第20条に従い、これを決定することができる。
- (z) 「子会社」とは、本法第424(f)条に定義された子会社をいい、現在存在しているか、または今後存在することになるかを問わない。
- (aa) 「取引日」とは、本件普通株式が上場されている国内証券取引所が取引を行う日をいう。

### 3. 資格

#### (a) 一般条項

登録日における適格従業員は、本件プランに参加する資格を有する。ただし、第5条の要件に従うものとする。

#### (b) 米国以外の従業員

米国以外の法域の市民または居住者である適格従業員（彼らが同時に米国の市民または居住者であるかまたは居住する外国人（本法第7701条(b)(1)(A)の意味において）であるかどうかに関わらない。）は、かかる適格従業員の参加が適用のある法域における法令により禁止されている場合、または適用のある法域における法令を遵守することで本件プランもしくはオファリングが本法第423条に違反することになる場合、本件プランもしくはオファリングへの参加対象から除外されることがある。非423条要素の場合、適格従業員は、管理者の裁量により、本件プランまたはオファリングへの参加対象から除外されることがある。

#### (c) 423条要素による制限

423条要素に基づくオファリングに関し、抵触する本件プランのその他の条項にかかわらず、(i) 本件プランのオプション付与の直後に適格従業員（または本法第424(d)条により自らの株式が当該適格従業員に帰属するようなその他の者）が本件会社または本件会社の親会社もしくは子会社の株式または当該株式を購入する未行使のオプションを保有することにより、本件会社または本件会社の親会社もしくは子会社のすべての種類株式の議決権または価額の合計額の5パーセント（5%）以上を保有することになる限りにおいて、または(ii) 本件会社または本件会社の親会社もしくは子会社のすべての従業員株式購入プラン（本法第423条で定義されたとおり）に基づく株式購入の権利が、本法第423条および同条に基づく規則に従い決定されたとおり、各暦年について、当該オプションが未行使の場合に、株式2万5千ドル相当（当該オプションが付与された時点での株式

の適正市価で決定される）を超えて発生する限りにおいて、いかなる適格従業員も本件プラン上のオプションを付与されない。

#### 4. オフリング期間

本件プランは、各年の3月1日および9月1日以降の最初の取引日または管理者が決定するその他の日を開始日とする新たなオフリング期間ごとに連続し、重複するオフリング期間をもって実行される。管理者は、株主の承認なくして将来のオフリングに関するオフリング期間の長さ（開始日の日付を含む。）を変更する権限を有するが、当該変更は、爾後に影響する最初のオフリング期間の予定された開始日前にこれを発表するものとする。

#### 5. 参加

##### (a) 最初のオフリング期間

適格従業員は、第2(u)条所定のとおり、最初のオフリング期間に参加する権利を有するが、その場合、当該個人は、管理者が決定する様式（別添の別紙Aの様式に類似したもの）で給与天引きを授権する引受契約を、本件会社が指定した株式管理者宛に提出するか、または管理者が決定する電子的もしくはその他の登録手続を完了するものとし、それぞれの場合、管理者が決定する期間内（以下、「登録期間」という。）にこれを行うものとする。適格従業員が登録期間中に引受契約を提出できず、または登録手続を完了できなかった場合は、本件プランに基づき、最初のオフリング期間における当該個人の参加資格は喪失するものとする。

##### (b) 爾後のオフリング期間

適格従業員は、(i) 本件会社の株式管理者（または当該部署が指定する者）に、該当する登録日前の、管理者が定めた日までに、給与天引きを授権するために適宜作成された引受契約（当該目的のために管理者が定めた様式による）（別紙A所定の形式に類似する場合がある）を提出すること、または(ii) 管理者が決定した電子手続もしくはその他の登録手続を完了することにより、最初のオフリング期間の後のオフリング期間において本件プランに参加することができ、それぞれの場合、適用のある登録期間にこれを行うものとする。

#### 6. 給与天引き

- (a) 参加者が第5条に基づいて本件プランへの登録を行う際、当該参加者は、オフリング期間中の各給与支払日に、当該参加者がオフリング期間の各給与支払日に受領する本件報酬の15パーセント（15%）を超えない限度で給与天引きを行うよう選択するものとする。ただし、給与支払日が行使日に該当する場合、参加者は、当該参加者の爾後のオフリング期間の口座のために、給与天引きを同日に行わしめるものとする。参加者の引受契約は、第10条所定のとおりに終了されない限り、爾後のオフリング期間について引き続き有効に存続するものとする。
- (b) 参加者についての給与天引きは、登録日後の最初の給与支払日に始まり、当該授権が適用されるオフリング期間の行使日前の最終の給与支払日に終了するが、第10条により参加者がより早く終了せしめた場合はこの限りでない。ただし、最初のオフリング期間について、給与天引きは、(i) 登録期間の末日または(ii) 最初のオフリング期間の登録日、のいずれか遅い方の日以後の最初の給与支払日に始まるものとする。
- (c) 参加者について行われたすべての天引きされた給与は、本件プラン上、当該参加者の口座にクレジットされ、全額留保される。参加者は追加の支払を当該口座に入れることはできない。
- (d) 参加者は、第10条記載のとおり本件プランへの自らの参加を終了せしめることができる。管理者がオフリング期間につき自己の単独の裁量で決定し、認めた場合、参加者は、(i) 本件会社の株式管理者（または同管理者が指定する者）宛に、該当する行使日前の管理者が定めた日までに、当該目的のために管理者が定めた形式による給与天引き割合の変更を授権する新たな引受契約を適宜作成のうえ提出することにより、または、(ii) 管理者が定めた電子手続またはその他の手続を完了することにより、オフリング期間中の自らの給与天引きの割合を増減することができる。参加者が給与天引きの割合を変更するために当該手続に従わなかった場合、当該参加者の給与天引きは現在のオフリング期間および将来のオフリング期間（第10条所定のとおりに終了しない限り）を通じて、当初選択された割合で継続するものとする。管理者は、自己の裁量で、オフリング期間中に参加者が選択する給与天引き割合の性質および回数またはそのいずれかを制限することができる。本第6(d)条に基づいて行われる給与天引き割合の変更は、管理者が自らの裁量により、給与天引き割

合の所定の変更をより迅速に行うことを選択しない限り、参加者が変更を選択した日の5営業日後の、最初の全給与期間において有効とする。

- (e) 上記にかかわらず、本法第423(b)(8)条および本件プラン第3(d)条を遵守するのに必要な限りにおいて、参加者の給与天引きは、管理者により、オフリング期間中いつでも、これを0%に減ずることができる。必要な限りにおいて、かつ本法第423(b)(8)条を条件として、給与天引きは、参加者が第10条所定のとおりにこれを終了せしめない限り、翌暦年に終了することが予定されている最初のオフリング期間の開始時において有効な、参加者がもともと選択した割合で再開するものとする。
- (f) 本件プランの相反する条項または制限にかかわらず、(i) 適用のある現地法に基づく給与天引きが認められない場合、(ii) 本法第423条に基づいて現金拠出が認められると管理者が判断した場合、または(iii) 非423条要素に参加する参加者のために、管理者は、適格従業員が現金拠出または給与天引きに代わるその他の方法のより本件プランに参加することを認めるものとする。
- (g) オプションのすべてまたは一部が行使された時点、または本件プランに基づいて発行された本件普通株式の一部またはすべてが処分された時点、（または、本件プランに関する課税事由が発生したその他の時点）で、参加者は、オプションの行使時または本件普通株式の処分時（または、本件プランに関する課税事由が発生したその他の時点）で発生する、本件会社または本件雇用主の、当局に支払うべき連邦、州、地方その他の納税責任（米国国外の法域において課される税金を含む）、国民保険、社会保障またはその他の源泉徴収義務（がある場合）につき、十分に用意をするものとする。本件会社または本件雇用主は、いつでも、参加者の報酬から本件会社または本件雇用主が適用のある源泉徴収義務を充足するのに必要な金額を源泉徴収することができる（本件会社または本件雇用主が適格従業員による本件普通株式の売却または早期処分に帰するところの税額控除または給付を利用するのに必要な源泉徴収を含む。）が、それは義務ではない。さらに、本件会社または本件雇用主は、本件株式の売却益からの源泉徴収、または、本法第423条が認める限りにおいて、本件会社または本件雇用主が適切と判断するその他の方法での源泉徴収を行うことができる（なお、その義務はない）。

## 7. オプションの付与

各オフリング期間の登録日において、当該オフリング期間に参加している各適格従業員は、当該行使日前に累積した当該適格従業員の天引きされた給与であって、行使日現在において適格従業員の口座に維持されているものを、適用のある購入価格によって除することにより決定された数量を上限とする本件株式を、当該オフリング期間中の各行使日において、適用のある購入価格で購入するオプションを付与されるものとする。ただし、いかなる場合であっても、本件プラン上、適格従業員は各オフリング期間中、500株以上の本件普通株式の購入は認められない（第19条による調整を条件とする）。また、かかる購入は、第3(d)条および第13条所定の制限事項を条件とする。適格従業員は、第5条の要件に従って、当該オプションの付与を受けることができる。管理者は、将来のオフリング期間に関しては、自らの裁量のみにより、各オフリング期間中に適格従業員が購入できる本件普通株式の最大数を増やし、または減らすことができる。オプションの行使は、参加者が第10条に基づいて参加を取り消さない限り、第8条所定のとおりに発生する。オプションは、オフリング期間の末日に満了するものとする。

## 8. オプションの行使

- (a) 参加者が第10条に基づいて参加を取り消さない限り、当該参加者の本件普通株式を購入するオプションは、行使日に自動的に行使され、オプションの対象となる完全な株式の最大数を、当該参加者の口座にある天引きされた給与によって、適用のある購入価格で購入するものとする。本件普通株式の端株の購入はできず、参加者の口座に累積された天引きされた給与で、完全な一株を購入するには不十分なものは、参加者に返還されるものとする。行使日後に参加者の口座に残されたその他の資金は、参加者に返還されるものとする。参加者の生存期間中、参加者の株式購入オプションは、参加者本人のみがこれを行行使することができるものとする。
- (b) 管理者が、該当する行使日において、オプションの行使対象である本件普通株式の数が(i) 該当するオフリング期間の登録日において本件プランに基づいて売渡可能な本件普通株式の数量、または(ii) 当該行使日において本件プランに基づいて売渡可能な本件普通株式の数量を超過すると判断した場合、管理者は、自らの裁量により、(x) 本件会社が、当該登録日または行使日において適宜、購入可能な本件普通株式の比例案分での割当を、統一のおよび実務的な方法で、かつ本件会社が当該行使日に本件普通株式を購入するオプションを行行使するすべての参加者の間で衡平になるようその裁量により決定したとおりに行う旨を定め、当該時点で有効なすべてのオフリング期間において継続し、(y) 本件会社が、当該登録日または行使日において適宜、購入可能な株式の比例案分での割当を、統一のおよび実務的な方法で、かつ本件会社が当該行使日に本件普通株式

を購入するオプションを行使するすべての参加者の間で衡平になるようその裁量により決定したとおり行う旨を定め、第20条に従い、当該時点で有効なすべてのオフアリング期間を終了せしめるものとする。当該登録日後、本件会社の株主による本件プランに基づく追加の株式発行についての授權の有無にかかわらず、本件会社は、上記に従い、該当するオフアリング期間の登録日において利用可能な株式の比例案分での割当を行うことができる。

## 9. 引渡

本件会社は、本件普通株式の購入がなされる各行使日後合理的にみてできる限り早く、管理者が自らの裁量により定めた様式によって、かつ管理者が定めた規則に従い、各参加者によるオプション行使をもって購入された株式を、各参加者に引き渡す手配をするものとする。本件会社は、当該株式を本件会社が指定したブローカーまたは本件会社の受託者もしくは指定代理人に直接預けることを認めまたはこれを要求することができ、本件会社は、株式譲渡の電子的または自動的方法を利用することができる。本件会社は、かかるブローカー、受託者または代理人に一定の指定期間株式を保持し続けることを要求することができ、また当該株式の処分制限の追跡もしくはその他の処分を認めるその他の手続をとることができる。いかなる参加者も、本第9条所定のとおり株式が購入され、参加者に引き渡されない限り、本件プランに基づいて付与されたオプションにかかる本件普通株式に関する議決権、配当またはその他の株主としての権利を有しないものとする。

## 10. 引出

- (a) 参加者は、自らの口座にクレジットされ、本件プランに基づくオプション行使のために未だ使用されていないすべての天引きされた給与を、(i) 本件会社の株式管理者（または当該部署が指定する者）に、当該目的のために管理者が決定した様式（別紙Bとして添付されている様式に類似したもの）での書面による引出届を提出することにより、または(ii) 管理者が決定した電子手続もしくはその他の引出手続を完了することにより、いつでも引き出すことができる。管理者は、管理者が適宜承認する方針に従い、引出が有効となる該当する行使日前の期限を設定することができる。参加者の口座にクレジットされたすべての天引きされた給与は、引出届の受領後速やかに当該参加者に支払われるものとし、当該参加者のオフアリング期間に関するオプションは自動的に終了し、株式購入のための追加の給与天引きは当該オフアリング期間行われないものとする。参加者がオフアリング期間への参加を取りやめた場合、給与天引きは、参加者が第5条に従って本件プランに再度登録しない限り、次回オフアリング期間の開始時には再開しないものとする。
- (b) 参加者がオフアリング期間への参加を取りやめたことは、本件会社が今後採用する可能性のある、または参加者が参加を取りやめたオフアリング期間の終了後に始まる爾後のオフアリング期間における、類似のプランへの参加資格に影響するものではない。

## 11. 雇用の終了

参加者が、その理由の如何にかかわらず、適格従業員でなくなった場合、当該参加者は、本件プランへの参加取りやめを選択したものとみなされ、オフアリング期間中に当該参加者の口座にクレジットされた天引きされた給与で、本件プランに基づいて本件普通株式の購入に未だ使用されていないものは当該参加者に返還され、もし当該参加者が死亡した場合には、第15条に基づく権利を有する者に返還され、当該参加者のオプションは自動的に終了するものとする。423条要素に基づくオフアリングについて本法第423条が認め、かつ同法を遵守するような態様において、管理者が別段の決定をしない限り、自らの雇用が本件会社または指定会社による契約終了直後の再雇用（勤務中断なし）により法主体間で移転する参加者は、本件プランに基づいて雇用が終了したとみなされるものではない。ただし、いかなる参加者も、その切替により423条要素またはそれに基づくオプションが本法第423条の非遵守を生じさせない場合を除き（またその限りにおいて）、非423条要素に基づくオフアリングから423条要素に基づくオフアリング、またはその逆に切り替わったとみなされるものではない。

## 12. 利息

適用法令により必要とされる場合を除き、本件会社が決定するとおり、本件プランにおいて、参加者の天引きされた給与は付利されない。このことは、特定の法域の法令により同様に必要とされる場合には、423条要素に基づくオフアリングに関しては、当該オフアリングにおけるすべての参加者に適用される（本法第423条が別途認める場合を除く）。

## 13. 株式

- (a) 本件プラン第19条所定のとおり、本件会社の資本化における変更時の調整を条件とし、本件プランに基づいて売り渡される本件普通株式の最大数は、普通株式750万株から、2019年3月1日以降に開始する「オフアリング期間」（当該プランにおいて定義されたとおり）に従い、本件会社の2010年従業員株式購入プラン（爾後の改正を含む）に基づいて発行された本件普通株式の総数を差し引いたものとする。
- (b) 本件普通株式が発行され、本件会社または本件会社から適式に授権された名義書換代理人の会計帳簿に適切に記載されることによって証明されるまで、参加者は、当該株式に関しては、無担保債権者の権利のみを有するものとし、当該株式に関し、いかなる議決権、配当受領権またはその他株主としての権利も存在しないものとする。
- (c) 本件プランに基づいて参加者に引き渡される本件普通株式は、参加者の名前または参加者およびその配偶者の名前で登録されるものとする。

#### 14. 管理

本件プランは、本取締役会、本取締役会の本報酬委員会または本取締役会が指名した本委員会により管理され、当該本委員会は適用法令を遵守すべく構成されるものとする。適用法令が認める限りにおいて、管理者は、本件プランの条項を解釈および適用し、本件会社の従業員の政令上の義務を委任し、本件プランに基づく別途のオフアリングを指定し、423条要素または非423条要素に参加する者としての子会社および関連会社を指定し、適格性を判断し、本件プランに基づいて届け出られた争いのあるすべての請求を解決し、自らが本件プランの管理上必要または望ましいとみなすような手続を設定する（米国以外の国民である、または米国国外で雇用されている従業員による本件プランへの参加を認めるのに必要または適切な当該手続、サブプランおよび株式引受契約の付属書を含むがこれらに限られない（当該サブプランおよび付属書の条件は本件プランの他の条項に優先するが、本件プラン第13(a)条を除き、当該サブプランおよび付属書の条件により別途優先されない限り、本件プランの条項は当該サブプランまたは付属書の運用に適用されるものとする））ための、完全かつ独占的な、裁量権限を有するものとする。管理者が別途決定しない限り、各サブプランに参加する資格のある従業員は、423条要素に基づいて各オフアリングに参加するものとし、条件が423条要素の資格を充足しない場合には、非423条要素に基づいて参加するものとし、いずれの場合でもかかる指定により423条要素が本法第423条の要件に違反しないものとする。上記の一般性を制限することなく、管理者は、特に、参加の適格性、本件報酬の定義、給与天引きの取扱、本件プランへの寄与（給与天引き以外の形式によるものを含むがこれに限らない。）、天引きされた給与の保管のための銀行もしくは信託口座の開設、利息支払、現地通貨の換算、給与にかかる税の支払義務、受益者指定要件の決定、源泉徴収手続および株券の取扱（これらは適用のある現地の要件により変わってくる）に関する規則および手続を採用する権限を付与されている。また、管理者は、本法第423条の認める限りにおいて、本件プランまたはオフアリングに基づいて米国国外の法域の市民または居住者に付与されるオプションの条件が、本件プランまたは同一のオフアリングに基づいて米国の居住者に付与されるオプションの条件よりも有利とならないよう決定する権限を有する。管理者による発見、判断および決定は、法令が認める最大限度において、すべての当事者につき最終的なものであり、拘束力を有するものとする。

#### 15. 受益者の指定

- (a) 管理者が認めた場合、オプションが行使された行使日後、本件プランに基づいて本件普通株式および（もしあれば）参加者の口座から現金が当該参加者に引き渡される前に当該参加者が死亡した場合、参加者は、当該株式および現金を受領する受益者の指定を届け出ることができる。さらに、管理者が認めた場合、参加者は、当該参加者がオプション行使前に死亡した場合に本件プランに基づいて参加者の口座から現金を受領する受益者の指定を届け出ることができる。参加者が結婚しているも、指定された受益者が配偶者でない場合、当該届出の発効のために、配偶者の同意が必要となる。
- (b) 当該受益者指定は、管理者が決定する様式での通知を行うことにより、参加者がいつでもこれを変更することができる。参加者死亡時で、本件プランに基づいて有効に指定された受益者（当該参加者の死亡時に存命である者）がいけない場合、本件会社は、かかる株式および現金またはそのいずれかを参加者の資産の執行人または管理人に引き渡すものとし、かかる執行人または管理人が本件会社の知る限り任命されていない場合には、本件会社は、自らの裁量により、かかる株式および現金またはそのいずれかを参加者の配偶者、1名または複数の扶養家族または近親者に引き渡すことができ、本件会社が配偶者、扶養家族または近親者について不知の場合には、本件会社が指定するその他の者に引き渡すことができる。

- (c) すべての受益者の指定は、管理者が適宜指定する様式および方法で行うものとする。上記第15(a)条および第15(b)条にかかわらず、本件会社および／または管理者は、本法第423条の認める限りにおいて、米国国外の法域において、参加者による指定を認めないよう決定することができる。

#### 16. 譲渡可能性

参加者は、参加者の口座にクレジットされた天引きされた給与、または本件プランに基づくオプションの行使または本件普通株式の受領にかかる権利のいずれをも譲渡、移転、質入またはその他いかなる方法においても処分（遺言、相続法または上記第15条による処分を除く。）することはできない。譲渡、移転、質入またはその他処分の試みは、効力を有さないが、本件会社がかかる行為を本件プラン第10条に従ったオフアリング期間における資金の引き出しの選択とみなされる場合を除く。

#### 17. 資金の使用

本件会社は、本件プランに基づいて自らが受領し、または保有するすべての天引きされた給与を会社目的で 사용할ことができ、本件会社は、かかる天引きされた給与を分別管理する義務を有しない。ただし、オフアリングに基づく場合または非423条要素における参加者のための場合で、適用法令により、参加者による本件プランへの出資を本件会社または本件雇用主の一般的な会社資金とは別にし、および／または独立した第三者に預けることが求められる場合を除く。なお、かかる分離または独立した第三者への寄託が適用法令上求められる場合、これは423条要素に基づく当該オフアリングのすべての参加者に適用されるものとする（本法第423条が別途認める場合を除く）。本件株式が発行されるまで、参加者は、かかる株式に関し、無担保債権者の権利のみを有するものとする。

#### 18. 報告

本件プラン上、各参加者について個別の口座が維持される。参加している適格従業員には、少なくとも年に1回、決算報告書が送付され、当該報告書には給与天引き、購入価格、購入された本件普通株式の数量および（もしあれば）現金残高を記載するものとする。

#### 19. 調整、解散、清算、特定の取引

##### (a) 調整

配当またはその他配分（現金、本件普通株式、他の証券もしくは他の資産の形式によるか否かを問わない。）、再資本化、株式分割、逆株式分割、会社再編、合併、統合、会社分割、スピンオフ、提携、買戻、本件株式もしくは本件会社の他の証券の交換、または本件株式に影響を及ぼすような本件会社の組織の変更等が発生した場合、管理者は、本件プランに基づいて行われることが企図されている給付金または潜在的給付金の希薄化または拡大を防ぐため、自らが衡平とみなす方法で、本件プラン上引渡される本件普通株式の数量および種類、本件プラン上各オプションによってカバーされるオプション未行使の本件普通株式の一株当たりの購入価格、種類および数量、ならびに第7条および第13条の数量制限を調整するものとする。

##### (b) 解散または清算

本件会社の解散または清算の提案があった場合、進行中のオフアリング期間は、新行使日を設定することにより短縮され、管理者が別段定めない限り、当該提案された解散または清算の開始直前に終了するものとする。新行使日は、本件会社の提案された解散または清算日よりも前とする。管理者は、新行使日の前までに、第10条所定のとおりそれまでに参加者がオフアリング期間への参加をとりやめていない限り、参加者のオプションについての行使日が新行使日に変更され、かつ参加者のオプションが新行使日に自動的に行使される旨を、各参加者に書面にて、または電子的に通知するものとする。

##### (c) 特定の取引

合併、統合または類似の取引で、直接または間接的に本件会社に関与し、本件会社が存続会社でない場合、未決の各オプションは、買収会社または承継会社または買収会社または承継会社の親会社もしくは子会社により引き受けられ、または同等のオプションに代替される。買収会社または承継会社がオプションの引受または代替を拒否した場合、当該オプションが関係するオフアリング期間は、新行使日を設定することにより短縮され、当該オフアリング期間は新行使日に終了するものとする。新行使日は、提案された取引日の前に発生するものとする。管理者は、各参加者に対し、新行使日の前に、第10条所定のとおりそれまでにオフアリング期間から参加者がオフアリング期間への参加をとりやめていない限り、参加者のオプションについての行使日が新

行使日に変更され、かつ参加者のオプションが新行使日に自動的に行使される旨を、書面にて、または電子的に通知するものとする。

## 20. 変更または終了

- (a) 管理者は、自らの裁量により、いつでも、かつその理由の如何を問わず、本件プランまたはその一部を変更、停止または終了させることができる。本件プランが終了した場合、管理者は、自らの裁量により、すべての未決のオフリング期間を直ちに、または次の行使日（管理者が自らの裁量により決定した場合、もとの予定よりも早くなる場合がある）に本件普通株式の購入の完了をもって終了させるか、または条項に従い（かつ第19条に基づく調整を条件として）、オフリング期間を満了せしめることを選択することができる。オフリング期間が満了前に終了した場合、本件普通株式を購入するのに使用されていない参加者の口座にクレジットされたすべての金員は、管理上可能な限り迅速に、参加者に返還されるものとする（その場合、本書第12条においてさらに規定されたとおり、適用法令により別段の扱いが求められる場合を除き、利息は付されない。）。
- (b) 株主の同意なく、かつ第20(a)条に制限されることなく、管理者は、オフリング期間を変更し、個別のオフリングを指定し、オフリング期間中に天引きされた金額の変更頻度および変更数またはそのいずれかを制限し、米ドル以外の通貨で天引きされた金員に適用される換算レートを決め、適式に完了した天引きの選択の本件会社による処理における遅延または過誤を調整するために参加者が指定した金額を超える給与天引きを認め、各参加者についての本件普通株式の購入に充てられた金員が参加者の本件報酬から天引きされた金額ときちんと符合しているかを確実にするために合理的な待機・調整期間および会計・クレジット手続またはそのいずれかを決定し、また管理者が自らの裁量により本件プランと一致していると考えようとするその他の制限または手続を決定する権利を有する。
- (c) 本件プランの現状での遂行の結果、好ましくない財務会計上の結果が発生する可能性があるとして管理者が判断した場合、管理者は、自らの裁量により、必要かつ望ましい限りにおいて、かかる財務会計上の結果を減じまたは排除するために、本件プランを修正、変更または終了させることができ、下記を含むがこれらに限らない。
- (i) 米国財務会計基準審議会（FASB）の会計基準コードトピック718（またはその後継版）に基づくセーフハーバーの定義に合致するよう、本件プランを変更すること（当該時点で進行しているオフリング期間に関するものを含む。）、
  - (ii) オフリング期間（購入価格の変更時に進行しているオフリング期間を含む。）についての購入価格の変更（ただし、423条要素に基づく現行のオフリングに関し、いかなる場合でも、本法第423条が認める最低購入価格を下回らないものとする）、
  - (iii) 新行使日を設定することによるオフリング期間（管理者による行為の時点で進行しているオフリング期間を含む。）の短縮、
  - (iv) 参加者が給与天引きとして確保しておくことを選択する本件報酬の最大割合の減少、
  - (v) 参加者がオフリング期間中に購入することのできる本件普通株式の最大数の減少。

かかる修正または変更には株主の承認または本件プラン参加者の承諾は不要である。

## 21. 通知

参加者から本件会社に対する、本件プランに基づくまたは本件プランに関するすべての通知および他の通信は、かかる通知および通信の受領のために本件会社が指定した場所において、または本件会社が指定した者により、本件会社が指定した形式および方法で受領された時点で、適式に送付されたものとみなされる。

## 22. 本件株式の発行条件

本件普通株式は、該当するオプションの行使およびかかる株式の交付がすべての適用法令（国内法か海外法かを問わない。また1933年証券法（爾後の改正を含む。）、取引法、それらに基づいて公布される規則、当該株式が上場される可能性のある証券取引所の要件を含むがこれらに限らない。）を遵守する場合を除き、当該オプションによって発行されない。さらに、当該発行は、かかる遵守について本件会社の代理人の承認を条件とする。

オプション行使の条件として、本件会社は、上記適用法令のいずれかにより表明を求められていると本件会社の代理人が考える場合、かかるオプションを行使する者に対し、当該オプション行使時に、株式の購入はあくまで投資目的であり、当該株式を売却または分配する意図が現在ないことを表明・保証するよう求めることができる。

## 23. 本法第409A条

本件プランの423条要素は、本法第409A条の適用範囲から除外されることを意図しており、本件プラン中の不明確な点は、本法第409A条の適用範囲から除外されるものと解釈される。非423条要素は、同要素に基づいて付与されるオプションが「短期繰延」を構成することが意図されていることから、本法第409A条の適用範囲から除外されることを意図しており、本件プラン中の不明確な点は、当該オプションが本法第409A条の適用範囲から除外されるように解釈されるものとする。上記のため、かつ本件プラン中の相反する事項にかかわらず、本件プランに基づいて付与されたオプションが本法第409A条に服し、または本件プランの条項により、本件プランに基づくオプションが本法第409A条に服することになると管理者が決定した場合、管理者は、本件プランの条件および／または本件プランに基づいて付与される未行使のオプションの条件を変更することができ、または管理者が必要もしくは適切と考えるその他の行為を行うことができ、そのそれぞれの場合、参加者の承諾なくして、本件プランに基づいて付与される未行使または将来のオプションが本法第409A条の適用除外となるか、かかるオプションが本法第409A条を遵守するものとするが、あくまで管理者による当該修正または行為が本法第409A条に違反しないことを限度とする。上記にかかわらず、本件プランに基づいて本件普通株式を購入するオプション（本法第409A条の適用除外またはこれを遵守することを意図しているもの）が、意図したとおり適用除外または遵守しておらず、またはそれに関して管理者がとった行為によるものである場合、本件会社およびその親会社または子会社は、参加者またはその他の当事者に対して一切責任を負わないものとする。本件会社およびその親会社または子会社は、本件プランに基づいて本件普通株式を購入するオプションが本法第409A条を遵守している旨を表明しない。

## 24. 本件プランの期間

本件プランは、本件会社の株主による承認の時点において、適用法令の求める態様かつ程度で発効するものとする。本件プランは、第20条により早期終了しない限り、当該承認の日から10年間有効に存続するものとする。

## 25. 準拠法

本件プランは、デラウェア州法（抵触法の条項を除く）を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

## 26. 雇用の権利の不存在

参加者による本件プランへの参加は、参加者に対して、適宜本件会社、子会社または関連会社の従業員として雇用される権利を付与するものと解釈されてはならない。さらに、本件会社、子会社または関連会社は、本件プランに基づく責任または請求を負担することなく、いつでも参加者を解雇することができる。

## 27. 可分性

本件プランのある条項が、ある法域においてその理由の如何を問わず、またはある参加者について、無効、違法または執行不能となり、またはそのようにみなされた場合、かかる無効性、違法性または執行不能性は本件プランの残余部分については影響せず、本件プランは、当該法域または参加者につき、無効、違法または執行不能な条項が含まれていなかったものとして解釈され、執行されるものとする。

## 28. 適用法令の遵守

本件プランの条件は、すべての適用法令を遵守することを意図しており、すべての適用法令に従って解釈される。

# 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

# 第三部【参照情報】

## 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし

2【半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度（令和5年度）（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

令和6年4月25日関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度（2024年度中）（自 令和6年1月1日 至 令和6年6月30日）

令和6年9月30日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書（以下「外国会社報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該外国会社報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第五部【特別情報】

該当事項なし